

砂 川 市 条 例 第 1 1 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

砂川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市税条例の一部を改正する条例

砂川市税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加える。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第95条の4第1項及び第5項並びに第95条の7第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項を同

条第19項とし、同条第21項を同条第20項とし、同項の次に次の1項を加える。

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2第22項を削る。

附則第10条の3中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第16条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附則第17条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附則第20条の 9 中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第21条（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第21条の 2（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第21条の 3（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第21条の 4（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第21条の 5（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第23条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第 9 項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の砂川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の砂川市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第23条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。